天里　勝成　引越　幸宏

従五位に叙する（各通）
菅　惣吉　日野　守男

従七位に叙する（各通）（以上二月十五日）
眞砂　通男　幸田　稔

従七位に叙する（二月十六日）
正六位に叙する
重藤　和男

従七位に叙する（以上二月十七日）
後藤　誠一

従七位に叙する（二月十八日）

○叙勲

（島原市議会議員）
中川　忠則

旭日小綬章を授ける
赤木　徳雄　山根　宏夫

旭日双光章を授ける（各通）（以上二月十二日）
高橋　伸行　寺山　憲二　宮崎　大介

旭日単光章を授ける（各通）（二月十三日）
小比賀忠和　篠田　義孝

旭日双光章を授ける（各通）
賀田　康臣　兵頭　福男

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十四日）
三浦　正信

瑞宝小綬章を授ける
小沼　澄　尾花　仁
苅谷　厚　齋藤　榮伸
清水　行人　高橋　利泰
番谷　陽　堀越　保治

瑞宝双光章を授ける（各通）
石野　文雄　伊藤　正義　内田　克己

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十一日）
（岡山大学名誉教授）
永井　廣

瑞宝中綬章を授ける
遠藤征一郎　山口　祐司

瑞宝小綬章を授ける（各通）
新井　仁　今村　弘　末吉　保朝
豊島　保英　中居　貞夫　福富　道明

瑞宝双光章を授ける（各通）
會田　孝一　杉原　政美　高橋　良吉
田屋　一美　宮三　清　高橋　清朗　竹崎　康次　立入　輝夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十三日）
（鹿児島工業高等専門学校名誉教授）
長野　正昭

瑞宝小綬章を授ける（各通）
末廣　成文　高橋　嘉治　中西　茂
古木　啓介　水谷富士男　山下　孝義

瑞宝双光章を授ける（各通）
川上　從夫　衣笠　勝己
小竹　武則　吉田　真二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十四日）
引越　幸宏

瑞宝双光章を授ける
菅　惣吉

瑞宝単光章を授ける（以上二月十五日）
小野　常勝　眞砂　通男

瑞宝単光章を授ける（各通）（二月十六日）
幸田　稔

瑞宝双光章を授ける
土野山敏包　重藤　和男　横山　允俊

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十七日）
前田　久雄

瑞宝双光章を授ける（二月十八日）

皇室事項

行幸啓御日程の一部変更

天皇皇后両陛下の沖縄県ご行幸啓の御日程を次のとおり一部変更する。

第一日　三月二十七日
皇居（半蔵門）御出門

官庁報告

官庁事項

礼文西地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定に基づき、次のとおり礼文西地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成30年3月23日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、礼文西地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定に基づき、次のとおり大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成30年3月23日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第1項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成30年3月23日

国土交通大臣　石井　啓一

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等
一　定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明
二　准定期運送用操縦士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明
三　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明
四　計器飛行証明
五　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成30年5月27日（日）東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成30年4月19日（木）から平成30年4月26日（木）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先
一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南1丁目1番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成30年4月27日（金）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料
一　第1項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
二　第1項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
一　定期運送用操縦士（法規）
二　准定期運送用操縦士（法規）
三　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。